

第7回 久慈市陸域再生可能エネルギーゾーニング協議会

日 時：令和5年12月18日(月) 14:30～16:30

場 所：久慈市役所3階 大会議室 及び WEB (ZOOM) 会議

出席委員：本田座長、三宅委員※、浦委員、澤口委員、田端委員、山王委員、高橋委員※、阿部委員※、及川委員、米谷委員、谷崎委員、大崎委員

※は ZOOMWEB 参加者

1. 議事

【議事1】ゾーニングの検討結果について

【議事2】事業実施にあたり配慮すべき事項の検討結果について

【議事3】景観調査の結果について

【議事4】市民向けの理解促進の取組みの結果について

【参考資料】前回の振り返り

2. 主な意見等

【議事1】ゾーニングの検討結果について

(事務局からゾーニングの検討結果について説明)

- ・P11 本ゾーニングの対象とした環境配慮事項について、電子ファイルで構わないので拡大図を共有いただきたい。(本田座長)
- ・騒音による影響について、保全対象施設中心から半径1km範囲を調整エリアとしているが、どのような内容なのか。(浦委員)
 - 岩手県基準「促進区域を選定するにあたり考慮すべき事項」に記載があり設定した。風車の規格により半径1km範囲は変わる可能性があるため、事業実施時にはエリア設定を調整し、配慮すべき事項を検討する必要がある。(国際航業)
 - 留意事項として、記載した方がよい。風下で2km離れた場所からでも4,200kWの風車の風切り音が聞こえたので、距離は規格によって調整した方がよい。(浦委員)
- ・複雑地形を抽出時に用いているTIN数は、どのような指標なのか。(浦委員)
 - 既存太陽光発電所の地形条件を参考に設定している。TIN数とは、三角形の数が多いと複雑地形、三角形の数が少ないと比較的平な地形になる。市内の傾斜地にある発電所のTIN数は、100mメッシュで147となっている。比較的平らな土地にある発電所のTIN数は79となっていた。よって、TIN数が概ね80未満を比較的平らな地形として作成した。(国際航業)
 - 基準の根拠の説明を可能な範囲で記載した方がよいのではないかと。(浦委員)
- ・農地としているエリアについて、法律などで土地種別を農地としている場所になるのか。(浦委員)
 - 農水省のデータを用いており、衛星写真から農地を判別しているため、明確に農地として設定されているものではない。(国際航業)
 - 登録上は農地としているが、実際は放棄されている土地などがわかるのか。(浦委員)
 - 今後未利用地などのデータが整備されると、ゾーニングが進むのではないかと。(国際航業)
- ・ゾーニング結果について、促進区域となる場所に事業計画が集中する場合もあるため、累積影響も留意事項として整理した方がよいのではないかと。(浦委員)
- ・webブラウザについて、エリア設定の内容は反映しないのか。(浦委員)
 - 最終的には全ての内容を反映する予定としている。(国際航業)
- ・P27 促進エリア内の再エネによるCO2削減ポテンシャルについて、REPOSの段階では②太陽光発電(土地系：傾斜地を含む)と③太陽光発電(土地系：傾斜地を除く)はないのか。(本田座長)

- 環境省のREPOSにデータ整備されていないため、促進エリアと調整エリアの設定を本業務で検討している。（国際航業）
- ・P34 WEB版のゾーニングマップについて、住民への説明資料として重要になるため、活用方法を検討いただきたい。（澤口委員）
 - WEB版のゾーニングマップについて、丁寧に説明し上手く活用してきたいと考えている。（市）
 - 事業者の立場、市の立場、役所の立場で同じ方向を向くために活用していければよいのではないか。（本田座長）
- ・ゾーニングマップには載っていない情報を含めて、事業者や住民に説明する際は留意していく必要がある。（米谷委員）
 - 全ての内容が網羅されているわけではないため、一つの材料として活用いただきたい。（本田座長）
- ・P8 保全エリアの検討結果について、県立自然公園に特別保護地区とあるが、市内に特別保護地区はないが、どのような位置づけなのか。（阿部委員）
 - 県基準と法令基準に指定されているという意味合いで記載している。法令基準は国立公園の特別地区を基準として設定している。岩手県の実態を記載はしていない。（国際航業）

【議事2】事業実施にあたり配慮すべき事項の検討結果について

（事務局から事業実施にあたり配慮すべき事項の検討結果について説明）

- ・P38 追加的な環境調査に基づく環境配慮事項について、専門家ヒアリングによる調査計画・結果の妥当性の確認とあるが、地域のことが詳しい専門家にヒアリングすることの旨を記載した方がよいのではないか。（浦委員）
 - 専門家ヒアリングと記載しているが、地元精通している専門家に修正する。本業務を進めるなかで地元有識者にもヒアリングしているため、事業者から相談いただければ地元有識者を紹介することもできる。（国際航業）
- ・土砂災害関係について、県基準でも指定されているのか。（本田座長）
 - 岩手県が土砂災害の発生する恐れのある箇所として明確にエリアを指定し公表しているものであり、土地への安定性に係る配慮事項として保全エリアとしている。（国際航業）
- ・P47 岩手県基準に基づいた岩手県自然環境指針「優れた自然区分（A～E）」のメッシュについて、重要な地形及び地質への影響のB区分のメッシュと重なる事業計画は保全方向の配慮と記載されているが、A区分は含めないのか。（阿部委員）
 - 重要な地形及び地質への影響はB区分のメッシュから保全目標があるため、Bメッシュとしている。（国際航業）
- ・P40 岩手県環境指針「優れた自然の保全方向」について、抽象的な表現で記載されているため、事業者に判断を任せているのか、県として明確な考えがあるのか、市として考えがあるのか考えを整理しておくといよい。例えば、事業者が実行可能な範囲という表現に対して、事業者が実行可能な範囲を低く設定した場合、行政と市民が思う設定内容とが異なる可能性がある。（浦委員）
 - 県と確認して検討を進めていきたい。（市）
 - 公募形式になるのであれば、評価方法に含めるとよいのではないか。各々の記載を比較して事業者選定することもできるのではないか。（本田座長）
- ・P40 岩手県環境指針「優れた自然の保全方向」について、A区分とB区分を選択した理由はあるか。（及川委員）
 - C区分も含めて設置する必要があるれば、県と調整する必要がある。（国際航業）
- ・内容に抜け漏れはあると思うが精緻なデータを揃えており、本ゾーニングマップをスタートとして、今後関係者が内容を育て、盛り上げていくことが重要になる。（本田座長）

【議事3】景観調査の結果について

（事務局から景観調査の結果について説明）

- ・事業者の立場では風況からレイアウトを決めてから景観の検討をするため、その際に使いやすいツールとなるデータを整理することが重要になる。（本田座長）
- ・既往文献の整理は重要だが、久慈市に適応できないものもあることに注意する必要がある。海外文献の構成や視点は参考にできるものの、デザイン原則に記載されている内容が原則となっていない。デザイン原則とは要素と要素の関係を示すことをいう。海外文献を参考にして、久慈市ではどういう視点で、どのような見方をして、どのようなデザインが望ましいかを示すことが重要である。（三宅委員）
 - スコットランドの内容が参考になるかもしれないと情報提供した資料であり、久慈市に適用することは考えていないため、三宅先生と意見交換を進めていただきたい。（本田座長）
 - デザイン原則の文言について、海外文献からの翻訳もあるため内容を精査する。スコットランドの知見を活用し、久慈市に合った留意事項を三宅先生の意見を伺いつつ整理し、フォトモンタージュの作成を進めていきたい。（国際航業）
- ・景観の問題には、社会的な要素もある。例えば、久慈市の歌詞にある山に設置してほしくないなど、そういった視点で市民の意見を収集しておくとのよいのではないか。（浦委員）
- ・P39 県環境配慮基準では、⑤主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について収集する情報として、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点とあるが、P52以降の景観調査の結果と必ずしも一致しないまたは網羅していない。169か所の全体リストには掲載しているのでしょうか。（阿部委員）
 - 国立公園の眺望点となりうる地点は公園計画を参照して整理しているが、169地点には代表的な地点を抽出しており、細かい地点は網羅していないため見直す。（国際航業）
- ・P58 配慮すべき事項について、景観についてフォトモンタージュは紙に印刷すると小さく見えてしまう。どのような影響をどのように予測しているのか専門家へのヒアリングをしてはどうか。（三宅委員）
- ・風車の景観は、静止画ではなく動画の方がわかりやすい場合もあるため、動画での評価も一考していただきたい。（本田座長）
- ・本事業では景観調査を行い、フォトモンタージュを作成すると思うが、今後どのように使用されるものなのか。（米谷委員）
 - 景観調査の結果は、ゾーニング報告書の中に取りまとめる。フォトモンタージュは、主に発電事業者に対して、景観影響評価を実施する際にどのような点に留意すべきか確認いただくために作成する。例えば、平庭高原でフォトモンタージュを作成した場合、平庭高原のフォトモンタージュ作成において留意すべき点を整理するのではない。一般的な事業実施にあたり留意すべきことを示すため、市内の風景を活用してフォトモンタージュを作成することで視覚的に理解しやすい内容としたいと考えている。（国際航業）
 - 地域内で最大限の再生可能エネルギー導入することを目的としている。促進区域を設定することで一定のメリットを事業者に与えるため、区域の選定にあたり、促進エリア、調整エリア、保全エリアの区分分けをして、配慮しなければいけない内容を整理している。また、促進区域を設定するために活用する報告書となり、事業者には久慈市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを確認できるものになる。（市）
 - ゾーニングは広域検討のため、事業実施区域が定まらない前の段階での業務であるため、景観調査の位置づけは難しいが、ゾーニング検討後に促進エリア内で事業計画が進められる際に景観に対して事業者が留意すべき事項をまとめる目的で作成している。ある特定のエリアでの留意事項でなく、一般的な留意事項に対してイメージしやすくするためにフォトモンタージュを作成しており、フォトモンタージュを作成することが目的ではない。広域ゾーニング段階で景観に対して配慮事項を事前に設定することが目的になる。（国際航業）
- ・事業者がフォトモンタージュを作成する際に考慮すべき作成指針、3-2既往文献の整理のように配置を考えていく際に留意すべきことを示していくことの2つの役割があるため、フォトモンタージュは重要になる。フォトモンタージュの風車の配置やそこからわかることが、3-2既往文献の整理に示す内容とならなければいけないと考えている。（三宅委員）

- 三宅先生と相談させていただき、協議して整理していきたい。(国際航業)
- ・ゾーニング段階ではフォトモンタージュは必要ないようにも思う。景観に対する必要事項を示し、事業者が配慮事項を整理することが必要なのではないか。(澤口委員)

【議事4】 市民向けの理解促進の取組みの結果について

(事務局から市民向けの理解促進の取組みの結果について説明)

- ・今後継続して実施することが重要になり、久慈市は自然環境の重要性を理解しつつ、人工物を設置するとどうなるか勉強、理解できるようになるようなイベントを開催できればよいのではないか。(浦委員)
- ・来年度以降も本事業を継続する予定はあるのか。各学校で実施しても環境学習としてよいのではないか。(谷崎委員)
 - 事務局として継続して実施していきたいと考えており、脱炭素という分野でも取り組んでいきたい。(市)
 - 費用が掛かる面もあるが、学校にも協力いただき進めていきたい。市民説明会への参加者数が少ないため、活用方法も含めて今後検討していきたい。(大崎委員)

—以上—